

駐車料金の減免・スタンプサービスについて

☆減免（対象駐車場：県庁前通り地下駐車場・東洋電化中央公園地下駐車場）

○対象

運転者ご本人もしくは同乗者が、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの場合

※高知市以外の居住者も減免対象です。

○内容

最初の1時間までの駐車料金が全額免除となります。

○手続き

各駐車場料金所で駐車料金精算の際に手帳をご提示ください。

※高知市身体障害者連合会での回数券の交付は不要です。

（注）駐車料金減免制度とスタンプサービスの併用はできません。

☆スタンプサービス

○市役所へお越しの方（県庁前通り地下駐車場）

ご用務先の各課で駐車券にスタンプの押印を受けていただくと、最大3時間分が無料になります。

○スタンプサービス加盟店ご利用の方（県庁前通り地下駐車場・東洋電化中央公園地下駐車場）

スタンプサービス加盟店で指定金額（加盟店により異なる）以上お買物されると駐車券にスタンプの押印を1個受けられます。スタンプ1個で1時間分、2個で2時間分、3個で3時間分の駐車料金が無料になります。